春の火災予防運動　3月1日～7日

防火の一歩は一人ひとりの心がけから

〝その油断　火から災へ　災いへ〟を統一標語として、3月1日から7日まで、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。消防局は、消防教室をはじめ、施設や車両の立ち入り検査、消防訓練、住宅の防災診断などを実施します。防火・防災の正しい知識を身につけ、防災行動力を高めて、火災の発生・拡大を防止しましょう。問合せは消防局予防課（0798・32・7316）か各消防署へ＝左表参照。

防火に関する生活習慣を見直そう

昨年、市内では100件の火災が発生し、2億円以上の財産が灰となりました。火災の主な原因は放火（放火の疑いを含む）が25件で、過去18年間連続して1位となっています。続いて、こんろ14件、たばこ10件の順となっています。

私たちは、ガスこんろ・ストーブ・たばこなど、日常的に身のまわりで火気を使っています。寝たばこや天ぷら油を火にかけたままその場を離れたりしていませんか。「自分に限っては大丈夫」という思い込みやちょっとした油断から、火災が発生します。防火に関する生活習慣を見直して、火災を防ぎましょう。

住宅防火のポイント

住宅火災を防ぐには、一人ひとりの心がけと、家族・隣近所の協力体制がかかせません。日ごろから、防火の意識を高めて、火災の発生・拡大防止を図りましょう。

◎寝たばこをしない
◎ガスこんろの使用中には、その場を離れない。離れるときは、必ず火を消す
◎住宅用火災警報器を設置する
◎住宅用消火器を置く
◎寝具や衣類は防炎製品を使用する
◎カーテンなど内装材は不燃性のものを使用する
◎避難経路はいつも整理整とんする
◎家の周りに燃えやすいものを置かない
◎隣近所の火災警報器の音にも関心をもつ
◎お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所との協力体制をつくる
◎町内会などで実施する防災訓練に参加する

◆防災物品などの展示　2月29日の午後1時～4時半にフレンテホールで。住宅用火災警報器や住宅用消火器など。入場無料　※午後2時から西宮市消防音楽隊による防火コンサートあり

火　放

家の周りにダンボールなどの可燃物を置かない▽家の周りを外灯などで明るくする▽ごみは収集日の朝に出す▽共同住宅の廊下や階段に、古新聞や雑誌を置かない▽郵便受けに新聞やチラシをためない▽空き家や物置などは、外部から安易に侵入できないようにする▽単車や自動車のボディカバーは防炎製品を使用する▽隣近所と連携し、地域ぐるみで防止を図る

ガス　こんろ

こんろから離れるときは必ず火を消す▽周りに物を置かない▽古くなったガスホースは使わない▽壁から離して置く▽取扱いに支障のない高さで使う▽天ぷら油の過熱に注意する

たばこ

灰皿にはいつも水を入れておく▽吸い殻はこまめに捨てる▽寝たばこは絶対にしない（特に、飲酒をしての寝たばこは危険）▽灰皿にたばこを置いたままにしない

山火事予防運動

森を未来へ　引きつごう

「未来へと　ひきつぐ森です　火の用心」をスローガンに、3月1日から5月31日まで、「山火事予防運動」が実施されます。これからの季節、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次のことに注意してください。

枯れ草などのある火災の起こりやすい場所では、たき火をしない▽たき火の場所を離れるときは、完全に火を消す▽強風時や空気の乾燥時には、たき火をしない▽たばこの吸い殻は必ず消し、投げ捨てしない▽火遊びをしない▽火災と紛らわしい煙が出るときは、消防署へ届ける

※平成15年中、市内の林野火災はありませんでした（前年より4件減少）。

消防教室

正しい知識を身につけよう

火災予防や火災が発生した場合の初期消火・通報・避難方法などを学んでもらうため、「消防教室」を開催しています。対象は自治会、自主防災会、事業所、グループなどです。

消防局は、住宅火災から尊い命を守るため、ひとり暮らしのお年寄りの家庭などを重点的に、「住宅防災診断」を実施しています。住宅防災診断には火災・地震・日常事故の3編があります。この診断は、災害に対する各家庭の安全度を調べ、どのように対応すれば、より安全を確保できるかをわかりやすくお知らせするものです。

消防職員が各家庭に出向いて、問診による訪問診断を行う方法と、自己診断による方法があります。詳しくは最寄りの消防署（左上表参照）へ問合せを。

消火器の使用方法や煙の中での避難のしかたなど、身体（からだ）で覚える実技的な訓練も行います。詳しくは最寄りの消防署（左上表参照）へ問合せを。

安全を期して「住宅防災診断」を実施しています

トラブルが増えています

消火器の訪問販売にご注意ください！

消火器の訪問販売に関するトラブルが増えています。「消防署に言われて来た」や「消防法が改正になり家庭にも消火器を置くことになった」などといった言葉には気をつけてください。消防署は、消火器の訪問販売や委託販売等は行っていません。

また、一般の家庭は、消火器を設置したり、消火器薬剤の定期的な詰め替えをする義務はありません。少しでもおかしいと思ったら、安易に書類に押印やサインをしないようにしましょう。

トラブルに巻き込まれないために、次の点に注意してください。

消火器の適正な値段を量販店などで確認する▽不要なときは、はっきり断る▽購入する場合は、値段や販売業者名を確認し、必ず領収証を受け取り保管する▽理由によらず、書類に押印やサインをしない

◆消火器販売のトラブル相談窓口　消費生活センター（0798・64・0999）

◆クーリングオフ制度について　一般家庭での訪問販売による契約は、購入してから8日以内なら解除できる制度（3000円未満の現金取引は除く）。購入時に、業者名・住所・電話番号などを確認し、必ず領収証の受け取りを

消火器の廃棄

不用になった消火器は、家庭ごみと同じように捨てたり、放置しないでください。廃棄は、購入店または消防設備業者（販売店）に相談・依頼してください。なお、廃棄の処理には費用がかかります。

消防局 消防署 電話番号一覧

西宮市消防局	☎0798・26・0119
西宮消防署	☎0798・23・0119
西宮消防署北夙川分署	☎0798・74・0119
西宮消防署西宮浜出張所	☎0798・22・0119
鳴尾消防署	☎0798・49・0119
瓦木消防署	☎0798・63・0119
瓦木消防署甲東分署	☎0798・54・0119
北消防署	☎0797・61・0119
北消防署山口分署	☎078・904・0119

消防テレホンサービス 0798・22・9999 ツーツー シキュウ

3月1日～15日…山火事の防止、16日～31日…天ぷら油火災。平日の午前8時～午後5時（土曜は午前11時）▷病院情報…平日の午後5時（土曜は午前11時）～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

消防統計（平成16年）

	1月中	累計
火災	6件	6件
救急	1455件	1455件
救助	17件	17件

阪神米穀のお米

えべっさん

■本社　TEL.0798(26)0221(代表)

精米品質表示

袋詰めで販売されているお米は、平成13年4月1日から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づく「玄米及び精米品質表示基準」による表示に変わりました。使用された原料玄米の産地、品種、産年、内容量、精米年月日のほか、表示に責任を持つ販売者名を明確に表示することが義務付けられています。商品情報の内容と表示の一致を担保とする「マーク」（信頼できる認証機関の認証など）をよく確認の上購入しましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。